

## 公立保育所の給食納付金について

### 1 基本的な考え方

幼児教育・保育に係る保育料の無償化に当たり、副食費相当分は無償化の対象外とし、施設が保護者から徴収すべき費用とされた。

このことに伴い、公立保育所において、副食費相当分を給食納付金として保護者から、徴収することとする。

### 2 給食納付金額

子ども一人当たり、月額4,500円。

### 3 給食納付金額設定理由

副食費相当分として、国が公定価格から除いた額に合わせたため。

### 4 給食納付金を徴収しない者

#### (1) 第3子以降の子ども

※「第3子以降の子ども」とは、小学校就学前までの子どもから順に数えて3人目以降。

#### (2) 年収360万円未満相当世帯の子ども